

2011

行政書士

最強の
模試

 東京法経学院

第1回 法令等〔問題1から問題40は択一式（5肢択一式）〕

問題1 法令用語に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 4月11日に、「4月20日から1ヶ月間」といった期間の合意がなされた場合、この期間は5月19日の終了をもって満了する。
- 2 ある法律の条文中、その第5条で「前条」とあるのは、その法律の第4条のことを指している。
- 3 法律効果の発生や消滅が、一定の日に指定されていることを「期日」といい、始期や終期を示すことで日時を指定するのを「期限」という。
- 4 「AとBのいずれかのもの」と「C」のいずれか、といったように選択的接続詞を二段階で使用するときは、「又は」は「若しくは」よりも大きな接続に用いられる。また、「AとBの両方」と「C」、といったように併合的接続詞を二段階で使用するときは、「及び」は「並びに」よりも小さな接続に用いられる。
- 5 法令用語では、「時」も「場合」も、どちらも仮定的条件を示す用語であるといえる。

問題2 ADR（裁判外紛争解決）に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- ア ADR手続制度としては、行政機関による行政審判がある。
- イ 交通事故において紛争が発生した場合、交通事故紛争処理センターでの手続を経なければ訴訟は提起できない。
- ウ 訴訟法上の和解について、和解調書に基づいて強制執行をすることはできない。
- エ 裁判所に設置された調停には、簡易裁判所・地方裁判所の民事調停と、家庭裁判所の家事調停がある。
- オ 仲裁とは、紛争当事者が合意を締結して、仮に紛争が発生した場合に、裁判所に行く代わりに、仲裁手続で解決を図るものである。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題3 次の文章は、ある最高裁判決の一節である。この文章の趣旨と適合しないものはどれか。

私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によつてその是正を図ることが可能であるし、また、場合によつては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存するのである。そしてこの場合、個人の基本的な自由や平等を極めて重要な法益として尊重すべきことは当然であるが、これを絶対視することも許されず、統治行動の場合と同一の基準や観念によつてこれを律することができないことは、論をまたないところである。

(最大判昭和48年12月12日民集27卷11号1536頁)

- 1 私人間においても、個人の憲法的権利が侵害されるという状況が生じ得る。
- 2 憲法の自由権的基本権の保障規定は、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものである。
- 3 憲法上の基本権保障規定をそのまま私人相互間の関係についても適用ないしは類推適用すべきものではない。
- 4 私人間においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合に限り、憲法規定を類推適用すべきである。
- 5 憲法の規定の性質によっては、私人間でも直接適用することが許される場合もある。

問題4 次の手紙の文中に示された疑問を受けて、これまで類似の事案について裁判所が示した判断を説明するア～オの記述のうち妥当でないものの組合せはどれか。

前略 ご無沙汰しております。

昨年、私の進路選択についてご相談いただきましたが、熟慮の結果民間の企業に就職することにしました。就職活動を進めるにあたって心配なことがあり、それをご相談いたしたく、再度手紙をしたためました。というのも、私は沖縄の基地問題に関心を持っており、基地に関する抗議活動等を積極的に行ってきました。このような活動をすることが民間企業に就職するにあたって不利益に斟酌されるとの話を聞きました。企業がこのような活動歴について質問してきた場合、正直に答えた方がよいのでしょうか。このような質問は私の思想・信条を問いただすようなもので許されないような気もしておりますが…

拝復 自分の行く道が決まったようですね。

学生運動が盛んな頃には、その経験の有無を面接で尋ねる企業があって裁判でも問題になったのは知っているよね。せっかくだから調べてみるのも勉強になると思うけど、参考までに思想・良心の自由が問題となった裁判をあげておこう。それは、…

- ア 私企業は雇用においても契約の自由を有するが、特定の思想・良心を有することを理由に雇用しないことは憲法第19条の趣旨に反するものであって無効とされている。
- イ 雇用者が従業員に対して特定の政党の党員であるかを質問することは、その必要性および合理性が認められるのであれば違法ではないとの判例がある。
- ウ 従業員が特定の信条を有することを理由とする解雇は公序良俗に反するものであり無効である。
- エ 高校に提出するいわゆる内申書に、集会・デモに参加した旨を記載することは、特定の思想を了知させるものであって違法であるとした判決が出されている。
- オ 公立高校の音楽教師に対して校長が、卒業式に「君が代」の伴奏を職務命令として命じたとしても、それが音楽教師の思想・良心の自由を侵害するものではなく許されるところとしたものがある。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題5 次の文章は、ある最高裁判決の一節である。この文章の趣旨と適合しないものはどれか。

政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、(中略) 宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

憲法20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、ここにいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であつても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。

(最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁)

- 1 政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であつて、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。
- 2 政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものである。
- 3 政教分離原則は、国家と宗教との徹底的な分離、すなわち、国家と宗教とはそれぞれ独立して相互に結びつくべきではなく、国家は宗教の介入を受けずまた宗教に介入すべきではないという国家の非宗教性を意味する。
- 4 現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近い。
- 5 ある行為が宗教的活動に該当するかどうかは、行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断する。

問題6 国家に対して一定の行為を請求する憲法上の権利に関する次の記述のうち、判例の趣旨に照らし、正しいものはどれか。

- 1 請願権は参政権的性格を有する権利であるから、日本国民に限って認められる。
- 2 憲法25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを具体的権利として規定したものである。
- 3 教育を受ける権利は、その権利の性質上すべての者に認められるが、明文上は子供の権利として規定されている。
- 4 憲法26条2項は義務教育の無償を定めているが、これは教育費用の全額を国が負担するということである。
- 5 憲法28条は勤労者の労働三権を保障しているが、労働三権を制限されている勤労者が存在する。

問題7 予算に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 国費を支出するために必要な国会の議決については、法律の形式による。
- イ 予算は、先に衆議院に提出され、参議院に先んじて審議しなければならない。
- ウ 予算について参議院が衆議院と異なる議決をして、両議院の協議会を開催しても意見が一致しない場合には、衆議院で再び議決をすることによって予算が成立する。
- エ 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出しなければならない。
- オ 予算には予備費を計上することができるが、その支出については事前に国会の承認を得なければならない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

問題8 行政庁の権限および行政機関相互の関係に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 上級行政機関は、下級行政機関に対する指揮監督権を有するため、特別な法律上の根拠がなくとも、下級行政機関が行った処分について、取消権や代執行権を有する。
- 2 委任行政機関と受任行政機関とが上級行政機関・下級行政機関の関係にない場合であっても、指揮監督関係が生じる。
- 3 法定代理の場合も授權代理の場合も、法律上の根拠が必要とされる。
- 4 対等な行政機関間の権限争議が生じた場合には、関係行政機関が協議して、共同で意思決定する。
- 5 行政庁の権限を、行政庁の補助機関が行政庁の名において行使するものの、その内容はあらかじめ示された条件で処理する場合を、専決という。

問題9 次の相談者と回答者のやりとりの中の空欄〔A〕・〔B〕に当てはまる語句の組合せとして、適切なものはどれか。

相談者： 長年飼っていた愛猫の葬儀をしたいと考え、広告をみて、火葬ができるという業者に依頼したのですが、実際は広告内容と異なり、業者から一見して異なるペットのものとなるようなお骨の入った骨壺が届けられました。こちらの苦情に対して、業者からは、納得のいくような説明も対応もみられません。友人からは、火葬については周辺の住民とトラブルになっている業者もあると聞きました。ペットの葬儀について、きちんとした業者の登録制や、許可制はとられていないのでしょうか。

回答者： 今のところ、そのような登録制・許可制はとられていません。しかし、ペットの葬儀については苦情も多くなっており、今後の制度として必要になるものと考えられます。

相談者： 登録制や許可制にしたら、業務が広告と異なっていたり、契約内容が不明確な業者や、業務内容に問題がある業者に対して、業務の検査や、何らかの指導や、悪質な場合は業務をやめさせることもできるのですか。

回答者： 登録制や許可制にするためには、まず法律や条例といったルールが必要となりますが、それができれば、これを根拠にして、まずは、悪質な業者の出現を事前に防ぐことも、業務を停止したり、業務をやめさせること自体も可能でしょう。

相談者： しかし、そのような業者は、命令に応じず業務を続けて、それと知らずに葬儀を依頼してしまう可能性もあります。強制的に業務をやめさせる方法はとれないのでしょうか。

回答者： 業務の停止命令が出された場合には、その業者には、業務を行ってはならない義務が生じます。これに従わないときに、業者を監督する立場から考えられる方法として、まずは、義務を履行する状態を強制的につくることがあります。次に、義務違反に対し罰金等を科すことで、間接的に義務の履行を確保する方法もあるでしょう。

現在、多くの規制法は、ほぼ後者の方法が採られていますが、その実効性や命令の即効性を高めるには、理論上、前者の方法の方が効果的です。しかし有形力の行使は、人権侵害のおそれが強くあまり使われていません。そこで、考えられる適切な方法として、理論上では〔A〕による方法や、悪質業者の公表、許可制であれば、許可の〔B〕といった方法をとることも、制度策定の上で考えられます。

相談者： 今後、二度と私のようなことが起こらぬよう、同じような経験をした人を募って、何か働きかけをしてみようと思います。またご相談させてください。

A	B
1 行政上の秩序罰	取消し
2 即時強制	撤回
3 代執行	撤回
4 直接強制	取消し
5 執行罰	撤回

問題10 行政契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 上水道の供給については水道法が適用されるため、供給主体が地方公共団体である場合には、行政行為という法的行為形式によってなされる。
- 2 地方公共団体が設置した文化会館等の公の施設の利用関係については、契約関係によることとされている。
- 3 地方公共団体の事務の共同処理のために行われる事務委託は、地方自治法の規定に基づくものであり、行政行為として分類される。
- 4 いわゆる規制行政においては、当事者の自由意思に基づく合意による契約という行為形式はとり得ず、すべて行政行為でなされる。
- 5 宅地開発の許可に際してなされる開発事業主等からの負担金の納入は、行政行為ではなく、贈与契約の一種と解されている。